

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は社会保障費に充当し、その用途を明示することになりました。

平成30年度新庄村一般会計決算における社会保障費への充当は下表のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 6,505千円

(歳出)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 246,671千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名	平成30年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県) 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税収(社会保 障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	82,060	14,551	0	61,472	2,164	3,873
	障害者福祉事業	19,397	13,544	0	0	511	5,342
	高齢者福祉事業	16,414	698	0	1,128	433	14,155
	児童福祉事業	39,452	10,227	0	12,110	1,040	16,075
	母子福祉事業	4,166	1,250	0	0	110	2,806
	小計	161,489	40,270	0	74,710	4,258	42,251
社会保険	介護保険事業	23,435	134	0	0	618	22,683
	国民健康保険事業	7,243	4,251	0	0	191	2,801
	後期高齢者医療事業	21,990	4,334	0	0	580	17,076
	小計	52,668	8,719	0	0	1,389	42,560
保健衛生	疾病予防対策事業	4,650	0	0	48	123	4,479
	健康増進対策事業	11,685	534	0	4,429	308	6,414
	病院対策事業	16,179	0	0	0	427	15,752
	小計	32,514	534	0	4,477	858	26,645
合計	246,671	49,523	0	79,187	6,505	111,456	